

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：鳥取県鳥取市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6%
全職員	78.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.2%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	93.1%
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.7%
31～35年	89.5%
26～30年	89.9%
21～25年	93.8%
16～20年	84.2%
11～15年	89.3%
6～10年	88.4%
1～5年	85.9%

3. 【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、一時的に任用する日額・時間額の職員は除く。
・会計年度任用職員において女性の割合が78.4%を占めている影響で、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」区分における男女の給与の差異が僅少となっている。
・扶養手当は、世帯主となっている男性に支給している場合が多いため、男女の給与差異に影響している。(扶養手当支給額のうち、女性支給割合：23.4%)
・住居手当は、男性と女性の支給割合が均衡に近づいており、差異への影響が僅少化している。(住居手当の支給額のうち、女性割合：41.6%)
・時間外勤務手当は、時間外勤務の実績差により全ての役職段階において男性の支給額が高くなっていることが、男女の給与差異に影響している。(女性支給割合：36%)

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	20.8%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
本庁部局長・次長相当職	27.5%
本庁課長相当職	17.5%
本庁課長補佐相当職	37.0%
本庁係長相当職	47.6%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
採用した職員に占める女性職員の割合	50.0%

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和7年度
採用試験の受験者に占める女性の割合	48.8%

Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	84.2%
女性	100.0%

※常勤職員のみ

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	6.3%	0.0%
1月超3月以下	50.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%
6月超9月以下	31.3%	19.0%
9月超12月以下	12.5%	47.6%
12月超24月以下	0.0%	28.6%
24月超	0.0%	4.8%

※常勤職員のみ

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

1. 配偶者出産休暇取得率

区分	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	89.5%

※常勤職員のみ

2. 育児参加のための休暇取得率

区分	令和7年度
育児参加のための休暇取得率	57.9%

※常勤職員のみ

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

1. 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間	11.4時間／月

2. 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和7年度
超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合	20.4%

Ⅸ 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

区分	令和7年度
年次有給休暇の平均取得日数	13.2日／年